

年 月 日

様

名古屋市

障害福祉サービス（自立訓練・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労定着支援・自立生活援助）の標準利用期間の満了のお知らせ

現在ご利用いただいている下記のサービスにつきましては、サービス利用期間があまり長くなりませんよう「標準利用期間」が設定されています。

つきましては、このたび、標準利用期間の満了時期が近づいてまいりましたのでお知らせします。基本的には、標準利用期間の満了をもって更新はなく、サービス受給は終了となります。

ただし、標準利用期間内では、当初の目的を達せられず、かつ引き続きサービスを利用することにより目的を達成することが具体的に見込まれる場合につきましては、最大1年間の更新をすることができます。更新を希望される方については、ご利用されている指定特定相談支援事業所にご相談ください（別紙「標準利用期間を超える更新決定の取扱いについて」をご参照ください）。

サービス種類	標準利用期間	あなた様の標準利用期間満了日
自立訓練（機能訓練）	1年6ヶ月間	年 月 日
自立訓練（生活訓練）	2年間・3年間	年 月 日
宿泊型自立訓練	2年間・3年間	年 月 日
就労移行支援	2年間・ 3年間・5年間	年 月 日
就労定着支援	3年間	年 月 日
自立生活援助	1年間	年 月 日

【上記のサービスについて更新されない場合の受給者証について】

上記のサービス及び計画相談支援のみ受給されている方につきましては、受給者証を支給期間終了後、下記の問い合わせ窓口にご返却ください。他の障害福祉サービス（居宅介護、短期入所等）を受給されている方で、今回更新が必要な方は更新の手続きを、今回更新が必要でない方は、下記の問い合わせ窓口にご連絡をお願いします。

問い合わせ先

名古屋市 区  
〒 ー

名古屋市 区

電話：(052) ー (直通) FAX：(052) ー

年 月 日

様

名古屋市

障害福祉サービス（自立訓練・宿泊型自立訓練・就労移行支援・就労定着支援・自立生活援助）の標準利用期間の満了のお知らせ

現在ご利用いただいている下記のサービスにつきましては、サービス利用期間があまり長くなりませんよう「標準利用期間」が設定されています。

つきましては、このたび、標準利用期間の満了時期が近づいてまいりましたのでお知らせします。基本的には、標準利用期間の満了をもって更新はなく、サービス受給は終了となります。

ただし、標準利用期間内では、当初の目的を達せられず、かつ引き続きサービスを利用することにより目的を達成することが具体的に見込まれる場合につきましては、最大1年間の更新をすることができます。更新を希望される方については、ご利用されている事業所にご相談ください（別紙「標準利用期間を超える更新決定の取扱いについて」をご参照ください）。

サービス種類	標準利用期間	あなた様の標準利用期間満了日
自立訓練（機能訓練）	1年6ヶ月間	年 月 日
自立訓練（生活訓練）	2年間・3年間	年 月 日
宿泊型自立訓練	2年間・3年間	年 月 日
就労移行支援	2年間・ 3年間・5年間	年 月 日
就労定着支援	3年間	年 月 日
自立生活援助	1年間	年 月 日

【上記のサービスについて更新されない場合の受給者証について】

上記のサービスのみ受給されている方につきましては、受給者証を支給期間終了後、下記の問い合わせ窓口にご返却ください。他の障害福祉サービス（居宅介護、短期入所等）を受給されている方で、今回更新が必要な方は更新の手続きを、今回更新が必要でない方は、下記の問い合わせ窓口にご連絡をお願いします。

問い合わせ先

名古屋市 区

〒 ー 名古屋市 区

電話：(052) ー (直通) FAX：(052) ー